

保存期間：10年
（平成35年末）
平成25年2月26日

資料	4
----	---

酒類行政の現状について

目 次

4-1	酒類卸売業免許の要件緩和等の概要	P1
4-2	全酒類卸売業免許・新たな免許区分の申請等状況	P2
4-3	酒類の輸出金額の推移	P3
4-4	清酒の課税移出数量及び輸出数量の推移	P4
4-5	日本経済再生に向けた緊急経済対策（抄）	P5
4-6	東日本大震災以降に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置	P6
4-7	WHOにおけるアルコール関連問題	P7
4-8	酒類の公正な取引	P8
4-9	独立行政法人酒類総合研究所の組織の見直し	P9
4-10	独立行政法人酒類総合研究所の概要	P10
4-11	新食品表示制度のポイント	P11
4-12	酒類に関する表示事項の適用関係（概要）	P13

規制・制度改革に係る方針（抄） 平成23年4月8日
閣議決定

I. 各分野における規制・制度改革事項

3. 農林・地域活性化分野
【農林・地域活性化 ⑥】

	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制・制度改革の概要	<p>① 酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。＜平成23年度検討・結論＞</p> <p>② 酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和（免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。</p> <p>また、申請手続きに関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。＜平成23年度検討・結論＞</p>
所管省庁	財務省

酒類卸売業免許の要件緩和等の概要

（平成24年9月1日から適用）

1. 経営基礎要件の緩和

- ・卸売基準数量の引下げ

2. 需給調整要件の緩和

- (1) 新たな免許区分の設定
 - イ 店頭販売酒類卸売業免許
 - ロ 協同組合員間酒類卸売業免許
 - ハ 自己商標酒類卸売業免許
- (2) 新規免許枠の計算方式の見直し（免許枠の拡大）
 - イ 全酒類卸売業免許
 - (イ) 新規免許枠計算式の適正化
 - ① 卸売販売地域を税務署管轄区域から都道府県へ拡大
 - ② 卸売基準数量等の修正
 - (ロ) 最低免許枠数の設定
 - (ハ) 激変緩和措置の導入
 - ロ ビール卸売業免許
 - ⇒新規免許枠計算式の適正化・最低免許枠数の設定

3. 透明性の確保・申請の簡素化

- (1) 「酒類卸売業免許申請の手引」の作成・都道府県別の新規免許枠数の国税庁HPへの掲載
- (2) 申請期間の設定と申請書類の負担軽減

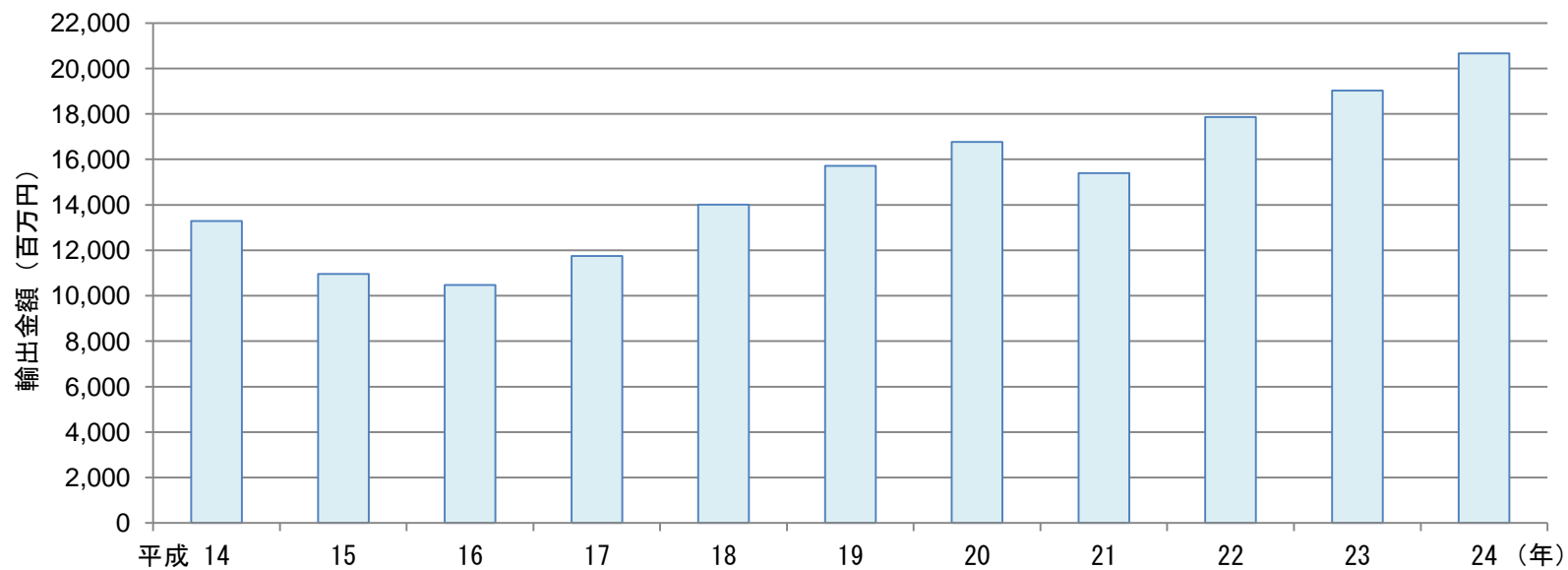
全酒類卸売業免許・新たな免許区分の申請等状況（平成24年12月末現在）

	全酒類	新たな免許区分			
			店頭販売	協同組合員間	自己商標酒類
免許可能件数	74	—	—	—	—
申請等件数	486	111	35	5	74

（注）1 新たな免許区分については、免許可能件数（免許枠）を設定していない。

2 「店頭販売」、「協同組合員間」及び「自己商標酒類」の各欄については、1つの販売場で各区分にまたがる申請等が行われた場合、それぞれの欄に1としてカウントしているため、各区分の申請等の合計は新たな免許区分の申請等の合計の数値と一致しない。

○ 酒類の輸出金額は近年増加傾向（10年前の5割増）。

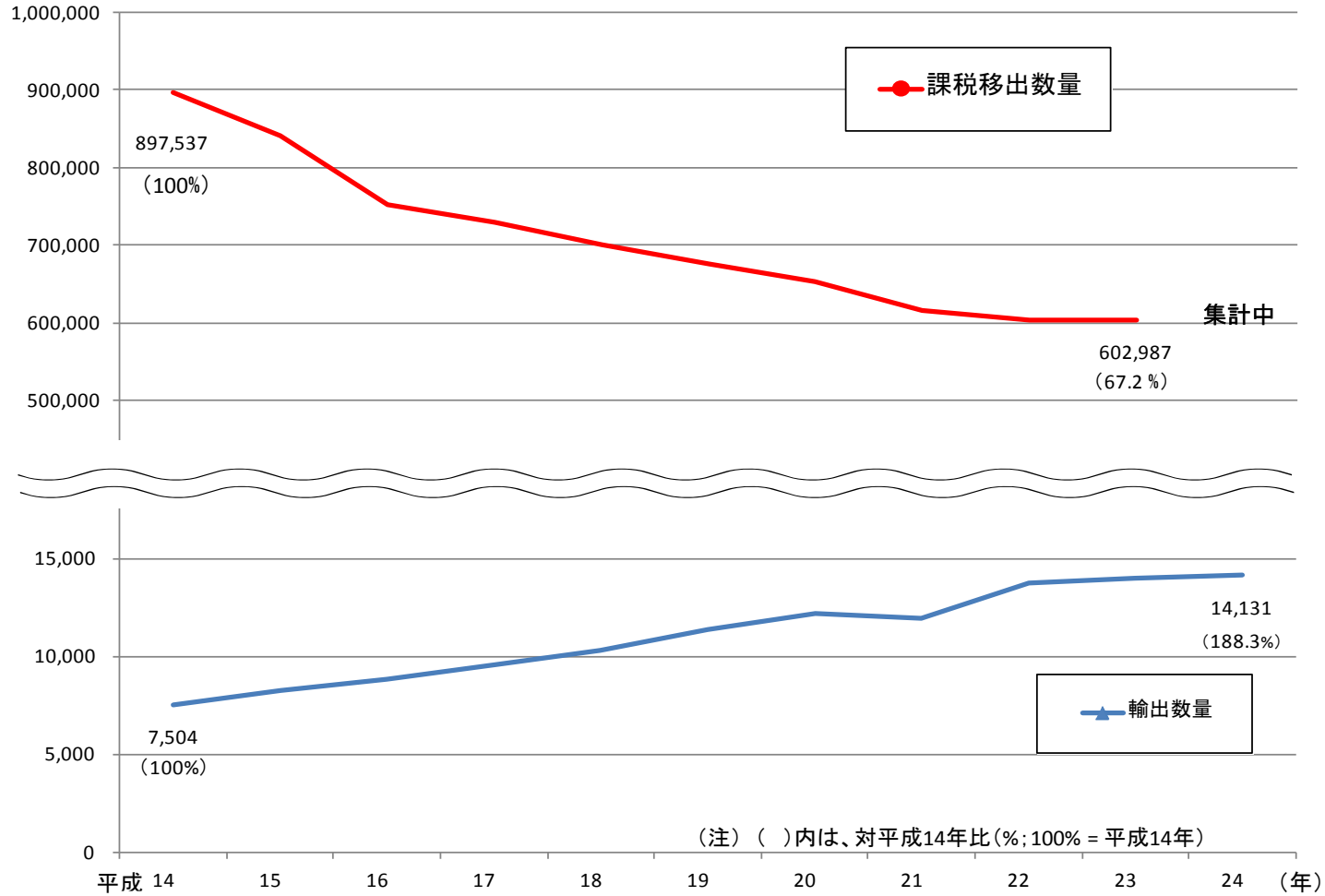


(百万円)

平成(年)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	14年比
清酒	3,521	3,921	4,534	5,339	6,105	7,048	7,676	7,184	8,500	8,776	8,946	254.1%
ビール	5,463	2,997	2,145	1,940	2,897	2,813	2,998	2,699	3,182	3,799	4,475	81.9%
ウイスキー	1,667	1,400	951	912	1,070	1,192	1,428	1,552	1,718	1,984	2,477	148.6%
リキュール	1,004	843	1,084	1,312	1,347	1,586	1,650	1,485	1,692	1,839	2,053	204.5%
しょうちゅう等	1,100	1,168	1,298	1,574	1,783	1,903	2,106	1,815	1,952	1,714	2,049	186.3%
その他(ボトルワイン等)	532	632	463	677	812	1,178	913	664	813	921	660	124.1%
合計	13,287	10,961	10,475	11,754	14,014	15,720	16,771	15,399	17,857	19,033	20,660	155.5%

(出典：財務省貿易統計)

清酒の課税移出数量及び輸出数量の推移



※課税移出数量は会計年度、輸出数量は暦年で集計している。

【出典】 課税移出数量: 国税庁統計年報書
輸出数量: 財務省貿易統計

日本経済再生に向けた緊急経済対策（抄）

〔平成25年1月11日
閣議決定〕

第3章 具体的施策

Ⅲ. 暮らしの安心・地域活性化2. 地域の特色を生かした地域活性化(1) 地域の魅力の発信、観光の振興

地域それぞれの魅力を日本全国、世界に発信する。地域の特色ある農林水産物の魅力の発信や輸出相手国の輸入手続きの円滑化のための働きかけなど幅広い輸出拡大の取組等を行う。また、官民協働で地域の魅力を開発・発信し、観光地の再建を図る取組等を推進する。さらに、地域の魅力の中核となる文化施設等の機能強化や国立公園の安全対策等を行うとともに訪日外国人旅行者の誘致を進めるなど観光の振興を図る。

- ・ 農林水産物の輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策（再掲）（農林水産省）
- ・ 官民協働した魅力ある観光地の再建・強化（国土交通省）
- ・ 文化施設等の機能強化、国立公園の安全対策等（文部科学省、環境省）
- ・ 訪日外国人旅行者の誘致強化（再掲）（国土交通省）
- ・ 出入国審査の円滑化（再掲）（法務省）
- ・ 日本産酒類の総合的な輸出環境整備<予算措置以外>（財務省）

等

東日本大震災以降に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置（平成 25 年 1 月末現在・国税庁調べ）

	規制措置の状況	備考
韓国	◎ 13 都県産については、 <u>放射性物質の検査証明書</u> を要求 ◎ 13 都県産以外については、 <u>産地証明書</u> を要求 ◎ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造したものについては、 <u>製造日の証明書</u> を要求	指定都県：宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京、神奈川、静岡
中国	× 10 都県産については、輸入停止 ◎ 10 都県産以外については、 <u>産地証明書</u> を要求	指定都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京
台湾	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
香港	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
シンガポール	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
マレーシア	◎ 指定県又は指定県以外で製造された旨の <u>産地証明書</u> を要求 （なお、福島県産酒類についてはマレーシア側で全ロット検査を実施） ◎ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造したものについては、 <u>製造日の証明書</u> を要求	指定県：福島
タイ	◎ 8 県産については、 <u>放射性物質の検査証明書</u> を要求 ◎ 8 県産以外については、 <u>産地証明書</u> を要求 ◎ 平成 23 年 3 月 11 日より前に製造したものについては、 <u>製造日の証明書</u> を要求	指定県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、静岡
米国	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）	
E U	規制解除 12 都県産については放射性物質の検査証明書、その他の道府県産については産地証明書を要求されていたが、平成 24 年 4 月 2 日以降、清酒、ウイスキー、しょうちゅうの規制が解除され、平成 24 年 10 月 30 日以降、全酒類の規制が解除された。	
ロシア	× 6 都県産については、輸入停止 ○ 6 都県産以外については、証明書等の要求はない （ただし、通関時に検査を実施）	指定都県：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京
ブラジル	◎ 福島県産については、 <u>放射性物質の検査証明書</u> を要求 福島県を含む 12 都県産については放射性物質の検査証明書、その他の道府県産については産地証明書を要求されていたが、平成 24 年 12 月 7 日以降、福島県産を除き解除された。	ポルトガル語訳の証明書が必要

◎: 国税庁において輸出証明書の発行体制が整備済み ○: 輸出証明書の要求はなし(ただし、通関時にサンプル検査等を実施) ×: 輸入停止

WHO におけるアルコール関連問題

- WHO (World Health Organization : 世界保健機関) とは、健康を人間の基本的人権の 1 つととらえ、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。
- WHO は、「適切でない」アルコールの摂取は健康に与える重大なリスクの 1 つと理解しており、2010 年 (平成 22 年) 5 月の第 63 回 WHO 総会 (WHO の最高意思決定機関) において、「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」が採択された。世界戦略は「各加盟国の公衆衛生施策を補足支援する」ものであり、各加盟国に一律に義務を負わせるものではなく、様々な政策案が列記されたものとなっている。
- 2012 年 (平成 24 年) 5 月の第 65 回 WHO 総会において、非感染性疾患 (心血管系疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患) を原因とする死亡者数を 2025 年 (平成 37 年) までに 25%削減する世界目標が決議された。現在、リスク要因である高血圧や喫煙、塩分摂取等とともに、アルコールについても目標設定等モニタリングの枠組みについての議論が行われている (注)。

(注) アルコールの目標設定等に関する議論

	目標 (Target)	指標 (Indicator)
当初案	アルコールの消費総量10%削減	○ 15 歳以上の 1 人当たりの純アルコール消費総量
加盟国合意案	<p>アルコールの有害な使用を各国の実情に応じて 2025 年 (平成 37 年) までに最低 10%削減</p> <p>※ アルコールの有害な使用の定義は「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」による。</p>	<p>○ 人口 1 人 (15 歳以上) 当たりの年間純アルコール消費総量</p> <p>○ 大量飲酒者の割合</p> <p>○ アルコールに関連する疾病罹患及び死亡</p> <p>※ 各国は、「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」に沿って、<u>大量飲酒、人口 1 人当たりのアルコール消費総量、アルコール関連疾病罹患・死亡を含む指標の中から、適当なものを 1 つ (又は複数) 選択。</u></p>

※ 加盟国合意案は 2012 年 (平成 24 年) 11 月に開催された加盟国公式会合で取りまとめられたものであり、2013 年 (平成 25 年) 5 月に開催される WHO 総会で最終的な意思決定がなされる予定。

酒類の公正な取引

- 酒類業者の自主的な取組を促進するため、平成18年8月に「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表するとともに、取引状況等実態調査を実施
- 酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

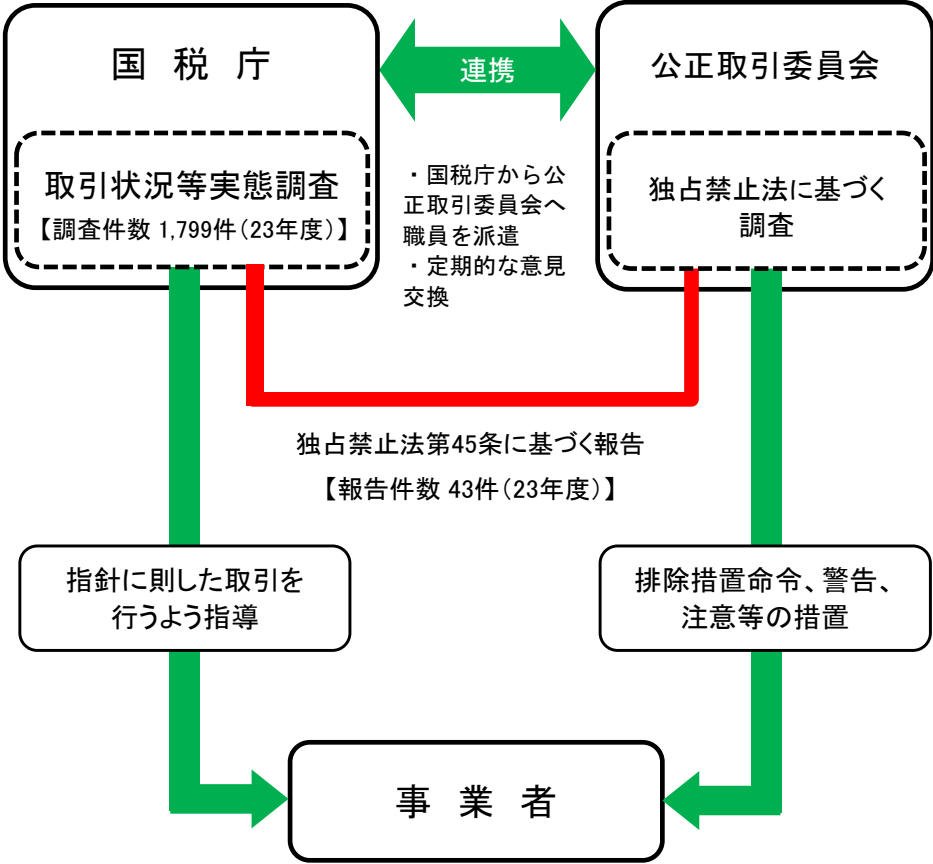
(酒類市場の現状)

- 人口減少社会の到来などにより、国内市場の拡大が困難
- 酒類小売業の多様化により、事業者間で取扱数量や取引価格に格差

酒類に関する公正な取引のための指針
(平成18年8月)

酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を提示

- 1 合理的な価格の設定**
価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的
- 2 取引先等の公正な取扱い**
合理的な理由がなく取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因
- 3 公正な取引条件の設定**
取引上優越した地位にある者が、自己に有利な要求や不利益な取扱いをする場合、納入業者の経営悪化及び製造業者の代金回収に影響
- 4 透明かつ合理的なリベート類**
透明性及び合理性を欠くりベート類は、廃止していくべき



独立行政法人酒類総合研究所の組織の見直し

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（抄）
（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）

Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

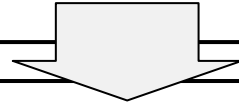
各独立行政法人について講ずべき措置

【酒類総合研究所】

- 本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上でその機能を一体として国に移管する。

Ⅳ 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

- 事務・事業の徹底した合理化を行った上で移管
- 独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮
- 平成 26 年 4 月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じる



平成 25 年度予算編成の基本方針（抄）
（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）

Ⅲ 予算の重点化についての基本的な考え方 （4） 歳出分野における主な留意事項等

【脚注 2】

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。



広島事務所（広島県東広島市）



東京事務所（東京都北区）

※ 写真は赤レンガ酒造工場（明治 36 年建設）

独立行政法人酒類総合研究所の概要

■沿革

明治 37 年：「醸造試験所」として大蔵省に設置（東京都北区滝野川）
 平成 7 年：東広島市に移転し「醸造研究所」に名称変更
 平成 13 年：独立行政法人酒類総合研究所に移行（公務員型）
 平成 18 年：非特定独法（非公務員型）へ移行

■役職員数（平成 24 年度）

役員：理事長、理事 1 名、監事（非常勤） 2 名
 職員：43 名（平成 13 年設立当初：50 名）

■予算（平成 24 年度）

1,044 百万円（平成 13 年度：1,366 百万円）

■業務

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという国税庁の任務のうち、高度に技術的な部分を分担し、国税庁との密接な連携の下で、効果的・効率的に業務を実施

分析・鑑定

→ 酒類の課税判定や品質及び安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発

研究・調査

→ 分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査

品質評価

→ 品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催

講習

→ 酒類製造者を対象とした醸造講習の開催

■分析・鑑定業務の例

麦芽比率の使用原料の分析【課税の適正化】

ビール系酒類の多様化に伴い、原料の麦芽比率等の分析・鑑定
 → 麦芽比率により税率適用区分が異なるため、酒税調査に活用

酒類に使用された原材料の判別【表示の適正化】

普通酒等と純米酒を判別するための分析・鑑定やその手法の開発
 → 純米酒へのアルコール添加事例など、不正な表示を解明

酒類等の放射性物質の分析等【酒類の安全性の確保】

放射性物質の分析と原料中の放射性物質が製品にどの程度残存するかの研究
 → 風評被害の防止、EU の輸入規制解除に貢献

■研究・調査業務の例

酒類の品目判定のための研究【課税の適正化】

ビール系酒類の使用原料の判定について更なる研究を実施
 → 品目判定の精度の向上

酒類中の有害物質の低減法の開発【酒類の安全性の確保】

焼酎に含まれるメタノールや酒類中に含まれるカルバミン酸エチルの低減方法の研究
 → 安全性の確保、メタノールの低減により台湾等の基準適合・輸出増

清酒酵母・麹菌のゲノム（遺伝子情報）解析【醸造に関する基礎的研究】

大学等との共同研究により清酒酵母・麹菌のゲノムを解析
 → 酒類の安全性に関する研究等の基礎を解明

新食品表示制度のポイント(イメージ)

食品表示に関係する3法を一元化し、消費者の適切な商品選択の機会の確保など、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法(仮称)を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現。

法律レベル

食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分を一元化

- 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大
- 【現行】品質に関する適正な表示(JAS法)
- ※その他の2法については、目的規定の中で表示に言及していない
- 【新制度】消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大(食品表示法(仮称))
- 複数の法律、下位法令に表示のルールが規定されていること、同一表示事項について複数の法令でルールが定められていることなど、複雑でわかりにくい ⇒ 一本化して体系を整備、用語も統一

栄養表示の義務化

- 原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け

是正措置及び執行体制の整備

- 行政措置(指示等)の対象範囲の拡充
- 調査権限規定の整備(帳簿書類などの提出等)
- 執行体制の整備(検討中)

申出制度の対象の拡大

- 現行、「品質に関する表示」が適正でないため一般消費者の利益が害されている場合には、内閣総理大臣等に対して適切な措置をとるべきことを求めることができる(JAS法申出制度)こととされているが、申出の対象をすべての表示に拡大

表示基準(内閣府令・告示)レベル

- 法律毎に定められている表示基準を整理・統合(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない)
- 食品表示の文字のポイント数を拡大
 - ～ 表示基準の整理・統合に併せて表示方法の見直し等を行い、表示スペースを確保することにより、原則として現行の表示内容を維持しつつ、文字のポイント数を拡大
- 加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討
 - ※ 当面は、消費者基本計画(対象期間:22~26年度)や食料・農業・農村基本計画(対象期間:22~26年度)に基づき、対象品目を着実に拡大
- 遺伝子組換え表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討
 - ※ 当面は、消費者基本計画に基づき、表示義務の拡大について検討

食品表示一元化法に関する当面のスケジュール(イメージ)

案

新法の施行

新法の施行準備

法案検討

- 法案に盛り込まれる各種規定の検討
- 食品衛生法、JAS法及び健康増進法(計200箇条以上)中の関連規定の整備
- 上記3法以外の表示関係法令整備の要否の検討 等

法案提出・審議・成立

施行準備

- 新たな表示基準の制定
～ 現行の3法に基づく表示基準(60本程度)の整理・検討
- 栄養表示義務化に関する細目(表示対象となる栄養成分等)の検討 等

- 栄養表示の義務化に向けての環境整備

計算値方式導入の検討等

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い

実態調査、事業者ヒアリングの実施 等

新たな検討の場での検討

- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

新たな検討の場での検討

- 加工食品の原料原産地表示の取扱い

現行制度の下での拡充の実施 (品質表示基準の見直しによる対象品目の追加検討)

国内・諸外国における表示ルールや表示実態の調査 等

新たな検討の場での検討(対象品目の選定2要件の見直し等)

実施

※ 準備が整ったものから、順次、検討開始

今後の検討課題

酒類に関する表示事項の適用関係（概要）

表示事項	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律					食品衛生法	不当景品類及び不当表示防止法						表示に関する主な業界自主基準					(参考) JAS法
	第86条の5	第86条の6				第19条	第11条						単式蒸留 しょうちゅうと 連続式蒸留 しょうちゅう を混和	みりん	連続式蒸留 しょうちゅう	果実酒 (国産ワイ ン)	リキュール (低アル)	第19条の13
	令第8条の3	令第8条の4				食品衛生法第 19条第1項の 規定に基づく表 示の基準に関 する内閣府令	表示に関する公正競争規約											※1 加工食品品 質表示基準
		清酒の製 法品質表 示基準	酒類の有 機等表示 基準	地理的表 示基準	未成年者 飲酒防止 表示基準		ビール	輸 入 ビール	ウイスキー	輸入 ウイスキー	泡 盛	単式蒸留 しょうちゅう						
製造者(販売者)の氏名 又は名称	○					※2 ○	○	○	○	○	○	○			○	○		○
製造場(引取先、詰替の 場所)の所在地	※3 ○					※2 ○	○	○	○	○	○	○			○			○
容器の容量 (粉末酒は重量)	○						○	○	○	○	○	○			○			○
品目(食品衛生法及び JAS法は名称)	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
アルコール分	※4 ○						○	○	○	○	○	○			○			
発泡性を有する旨	※5 ○					※6 ○			○	○		○						
税率適用区分	※7 ○																	
原材料名		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
製造時期		○													○			
保存又は飲用上の注意 事項		○					○	○										○
原産国(地)名		※8 ○		※9 ○				※8 ○	※8 ○	※8 ○							※10 ○	※8 ○
輸入酒類を使用したもの		※11 ○															※12 ○	
食品添加物						○			○	○		○	○		○			○
賞味期限又は消費期限						※13 ○	○	○							○			○
遺伝子組換えに関する 事項			○			○												※14 ○
原料米・ぶどうの品種名		※15 ○															※16 ○	○
貯蔵(熟成)年数		○							○	○	○							
受賞の記述		※17 ○												※18 ○				
商品の特徴・製法等(特定 名称、冠表示等)		※19 ○			※20 ○		※19 ○	※19 ○			※19 ○	※19 ○	※21 ○	※19 ○	※19 ○	※19 ○	○	○
年号																	※22 ○	

【酒類に関する表示事項の適用関係(概要) 注釈】

- ※1 「JAS法」(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号))の対象から酒類は除かれている。(飲食品に適用される「加工食品品質表示基準」(平成12年3月農林水産省告示第513号)を参考に掲載した。)
- ※2 「製造業者の氏名」及び「製造所所在地」の表示は、製造者の住所、氏名及び消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号に代えることができる(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条)。
- ※3 「製造場(引取先、詰替の場所)の所在地」の表示は、財務大臣に届け出た記号によることができる(酒類業組合法施行令第8条の3第5項)。
- ※4 粉末酒を除く。
- ※5 発泡性を有する旨は、その他の発泡性酒類について表示する。
- ※6 酒類に加えた炭酸ガスは、食品衛生法施行規則第12条で規定する添加物として、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第1条第2項の規定に基づき表示義務がある。
- ※7 税率適用区分は、発泡酒、雑酒及びその他の発泡性酒類について表示する。
- ※8 輸入清酒、輸入ビール、輸入ウイスキー及び輸入品については、原産国名を表示すること。国産ウイスキー(輸入ウイスキー以外のウイスキー)については、原産国について誤認されるおそれがある場合には、当該原産国を表示しなければならない。なお、酒類を含む商品全般に適用される「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年10月公正取引委員会告示第34号)において、原産国について誤認されるおそれがある表示をすることは禁止されている。
- ※9 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の内、地理的表示として保護されている産地名については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできない。
- ※10 国産ぶどう(〇〇産ぶどう)を原料としたワインを50%以上使用したものについては、「国産ぶどう(〇〇産ぶどう)使用」と表示できる(「〇〇」はぶどうの収穫地名)。
- ※11 国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。
- ※12 「国内産ワイン」と「輸入ワイン」の両方を使用して製造したワインについては、国内産ワインの使用割合が多い場合は「国内産ワイン・輸入ワイン使用」、輸入ワインの使用割合が多い場合には「輸入ワイン・国内産ワイン使用」と表示する。
- ※13 酒類については、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第4条の規定により省略することができる。
- ※14 「遺伝子組換えに関する表示事項」の表示は、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」(平成12年3月農林水産省告示第517号)に定められている。
- ※15 原料米の品種名は、その原料米の使用割合が50%を超える場合(複数の原料米の品種名を表示するときは、その複数の原料米の合計の使用割合が50%を超える場合)に表示でき、表示にあたっては、その原料米の使用割合を併せて表示すること。
- ※16 品種名を強調して表示する場合には、その品種を75%以上使用したものでなければならない。
- ※17 受賞の記述は、公的機関から付与された賞である場合に、その受賞した清酒と同一の貯蔵容器に収容されていた清酒について表示でき、表示に当たっては、受賞機関及び受賞年を併せて表示すること。
- ※18 受賞又は推奨に関する表示をする場合には、その受賞又は推奨を受けたみりんに限り使用でき、また、広告宣伝をする場合は、受賞又は推奨を受けた年及び受賞者又は推奨者を明示すること。
- ※19 商品の特徴・製法等
- 清酒・・・原酒、生酒、生貯蔵酒、生一本、樽酒、品質が優れている印象を与える用語(極上、優良、高級等)
 - ビール・輸入ビール・・・ラガービール、生ビール(ドラフトビール)、黒ビール(ブラックビール)、スタウト、特製、吟醸、高濃度、高純度、高アルコール等
 - * 「ラガービール」、「生ビール(ドラフトビール)」、「黒ビール(ブラックビール)」については、ビールである旨が明りょうである場合には、当該文言中のビールの文字を省略し、単に「ラガー」、「生」などと表示することができる。
 - * 「生ビール(ドラフトビール)」と表示する場合には、「熟処理していない」旨を併記して表示すること。
 - * 「特製」については、「特製」である事由を併記しなければならない。
 - 単式蒸留しょうちゅう・・・冠表示、原酒、長期貯蔵、かし樽貯蔵
 - 泡盛・・・古酒(コース、貯蔵酒、熟成酒)、混和酒、マイルド(ソフト)
 - みりん・・・醇良、芳醇、優良、優等、調味王、元祖、総本家(店)等
 - 連続式蒸留しょうちゅう・・・冠表示、貯蔵容器、貯蔵期間、原酒等
 - 国産果実酒・・・貴腐、貴腐ワイン、シュールリー、年号、限定醸造、CHATEAU、ESTATE、元詰等
 - * 「限定醸造」と表示する場合には、総びん本数を告知したものでなければならない。
- ※20 酒類の容器又は包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければならない。
- ※21 混和後のしょうちゅうが混和した単式蒸留しょうちゅうの製造に使用した原材料の香味特性を有する場合に限り、冠表示をすることができる。
- ※22 年号を強調して表示する場合には、同一収穫年のワインを75%以上使用したものでなければならない。